

平成22年11月 随意契約

契約番号	契約名	業種	契約者名	契約日	契約金額 (税込み)	随意契約 根拠法令
22 5155	南大塚ホール及び南大塚地域文化創造館改修変更設計請負	建築設計	株式会社 東建築設計事務所	平成22年11月1日	¥4,488,750	二号
22 5156	池袋駅西口エレベータ工事監理業務委託(委託第12号)	設備設計	株式会社 ベル建築研究所	平成22年11月1日	¥7,080,000	六号
22 5140	西池袋中学校外構工事	建築工事	東亜道路工業 株式会社	平成22年11月2日	¥15,645,000	六号
22 5159	勤労福祉会館中央監視システム改修工事	空調工事	株式会社 山武	平成22年11月10日	¥6,478,500	五号
22 5183	豊島区立豊成小学校校庭補修工事(工事第25号)	運動場施設	奥アンツーカ 株式会社	平成22年11月25日	¥6,195,000	二号

一号 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三号 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている

四号 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。

五号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九号 落札者が契約を締結しないとき。